

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/support-project>)からご覧いただけます。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム
第1回会議 議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 令和8年1月20日（火）10：30～11：30
- 2 場所 こども家庭庁 霞が関ビルディング14階共用大会議室及びオンライン
- 3 出席者 ※[]は代理出席者

議長 こども家庭庁支援局長

副議長 厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長[文部科学省大臣官房学習基盤審議官]

構成員

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長

こども家庭庁支援局虐待防止対策課企画官（こども若者支援担当）

こども家庭庁支援局家庭福祉課企画官（ひとり親家庭等支援担当）

こども家庭庁支援局障害児支援課長

こども家庭庁成育局成育環境課長[成育局成育環境課課長補佐]

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長[健康・生活衛生局難病対策課課長補佐]

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長[健康・生活衛生局がん・疾病対策課相談支援専門官]

厚生労働省社会・援護局保護課長[社会・援護局保護課長補佐、生活保護自立助長専門官]

厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室長（併）地域共生社会推進室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長[社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支援専門官]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課[社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課係長]

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

厚生労働省人材開発統括官付参事官（併）若年者・キャリア形成支援担当参事官室長[厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室長補佐]

厚生労働省医政局総務課保健医療技術調整官[医政局総務課課長補佐]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省高等教育局学生支援課長[高等教育局学生支援課課長補佐]

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長[総合教育政策局地域学習推進課課長補佐]

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/support-project>)からご覧いただけます。

(議事次第)

1. 開会
2. プロジェクトチームの立上げについて
3. 令和7年度「ヤングケアラー関連施策に係る実務者連絡会議」からの報告
4. 閉会

(配布資料)

- 資料1 プロジェクトチーム設置要綱案「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームの立上げについて（案）」
- 資料2 ヤングケアラー関連施策に係る実務者連絡会議の議論状況
- 資料3 今後取り組むべき施策の案

(議事概要)

○開会に当たり、こども家庭庁支援局長から、以下の趣旨の挨拶があった。

<こども家庭庁支援局長>

ヤングケアラー支援については、令和3年に、厚生労働省及び文部科学省による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる必要性を確認するとともに、そのための施策を報告書として取りまとめ、これに基づき、各分野での取組を進めてきたところ。

その後、令和5年4月に、こども家庭庁が設置され、ヤングケアラー支援について取りまとめる事を担うこととなり、こども家庭庁においても、地域におけるヤングケアラー支援体制の強化に向けた事業等、各種施策を進めている。

さらに、令和6年には、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーについて、国・都道府県等が支援に努めるべき対象として位置付けられたことにより、新たに支援に取り組む自治体も増え、全国的に取組が拡がってきているところ。

このように、ヤングケアラー支援は、ここ数年の間で取組が様々進展し、令和3年のとりまとめ報告時からは状況変化も大きくなっています。そうした状況を反映するとともに、関連分野が連携して取り組むべき施策を改めて検討するため、今般、当庁のほか、厚生労働省、文部科学省にお集まりいただき、プロジェクトチーム会議を開催することとした。

福祉・介護・医療・就労・教育といった幅広い分野の皆様としっかりと連携してヤングケアラー支援のより一層の充実を図っていけるよう議論をしていきたい。

○こども家庭庁支援局長から、資料1に基づき本プロジェクトチームの構成員等について説明、資料1の設置要綱案について了承となり、議長及び副議長から以下の趣旨の発言があつ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/support-project>)からご覧いただけます。

た。

＜こども家庭庁支援局長＞

議長として、円滑に議論を進め、ヤングケアラー支援における分野間の連携を深めながら、施策の進展につなげてまいりたい。

＜厚生労働省社会・援護局長＞

ヤングケアラーの把握と支援、併せて、ヤングケアラーの方の家庭の中の福祉ニーズ、医療ニーズ等の点で、厚生労働省としては、こども家庭庁や文部科学省と一緒に協力して取り組んでまいりたい。

＜文部科学省大臣官房学習基盤審議官＞

ヤングケアラーについて、文部科学省としても、過度に家族等のケアを担うことで、学校に行けない、自由に進路を選べないなど、本来守られるべきこども・若者の権利が侵害されている可能性があると重く受けている。こうしたこども・若者が適切に支援を受けられるよう取組を推進していく必要があると考えている。こども家庭庁及び厚生労働省と連携しながら当プロジェクトチームに貢献してまいりたい。

○こども家庭庁支援局虐待防止対策課長から、資料2に基づき令和7年に実施したヤングケアラー関連施策に係る実務者連絡会議の経過について、同課企画官（こども若者支援担当）から、資料3に基づき、同実務者連絡会議において取りまとめた今後取り組むべき施策の案について説明があった。

○プロジェクトチームの今後の方針として、議長から

- ①各分野、実務者連絡会議の案に記載の施策について、それぞれ順次できることから取組に着手すること
- ②また、本案を基に、当プロジェクトチームにおいても来年度のできるだけ早い時期にプランとして決定することについて提案があり、副議長から以下の趣旨の発言があった。

＜厚生労働省社会・援護局長＞

実務者連絡会議において、ヒアリング等を行いましたと理解しており、実務者連絡会議の案に記載の施策を実施しながら併せて速やかにまとめていく方針でよいと考える。

＜文部科学省大臣官房学習基盤審議官＞

こども・若者の適切な学習機会をしっかり確保していく観点から、実務者連絡会議の方針に基づいて、こども家庭庁及び厚生労働省とさらに連携を深めてまいりたい。

○その後、以下2点について、プロジェクトチームとして了承となった。

- ①各分野、実務者連絡会議の案に記載の施策について、それぞれ順次できることから取組に着手すること
- ②また、本案を基に、当プロジェクトチームにおいても来年度のできるだけ早い時期にプラ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/support-project>)からご覧いただけます。

ンとして決定すること

(了)